

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

告示

(交通企画課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興)

○ (川越比企振興)

○議会の議員その他非常勤の職員

の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額 (人事課)

○電子線マイクロアナライザの入札に関する公示 (入札執行課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (NPO活動推進課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出 (社会福祉課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定医療機関の廃止の届出 ()

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による介護機関の指定 ()

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定介護機関の変更の届出 ()

国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課)

○クリーニング業法第八条の二第一項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定に基づく業務従事者の講習の指定 (生活衛生課)

○一般競争入札の中止の公告 (産業拠点整備課)

○埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示 (農業支援課)

○熊谷中央土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写しの縦覧 (農村整備課)

○南河原村土地改良区の定款変更認可 ()

○県道所沢青梅線の供用の開始 (川越県土)

○県道熊谷小川秩父線の区域の変更 (東松山県土)

○県道加須北川辺線の供用の開始 (行田県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委)

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 ()

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 ()

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 ()

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し ()

規則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県公安委員長 高梨 邦彦

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「申請書3通」を「申請書」に改め、同条第2項中「届出書3通」を「届出書」に改め、同条第3項中「(昭和26年法律第185号)」を削り、「写し」の次に「又は道路運送車両法第7条第1項に規定する譲渡証明書の写し及び申請又は届出の内容を疎明する書類」を加える。

第8条第1号ア中(イ)とし、(フ)の次に次のように加える。

(イ) 運転者が、幼児二人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に6歳未満の者2人を乗車させている場合又はその幼児用座席に6歳未満の者1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者をひも等で確実に背負っている場合 3人

第10条第11号中「(昭和26年法律第185号)」を削り、同条を同条第13号とし、同条中第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持しての通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像の注視をしないこと。

(7) 高音でカーラジオ等を聴く、イヤホン等を使用してラジオ等を聴くなど安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。

第10条に次の1号を加える。

(14) 自動車を運転する場合において、法第91条の規定により補聴器を使用しない場合は法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されている者が補聴器を使用しないで表示自動車(当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行して行く表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないうこととなるときは進路を変更しないこと。

第25条第1項中「別記様式第17」を「同条第1項から第3項までに該当する者には別記様式第17の2」に改める。

別記様式第17を別記様式第17の2とし、別記様式第16の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第17(第25条関係)

第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会
臨時適性検査実施通知書

殿

埼玉県公安委員会 印

あなたは、講習予備検査(認知機能検査)の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の

拒保留し
取消し
効力の停止
の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由	講習予備検査
	特定の交通違反
適性検査を行う日時 (診断書を提出する期日)	
適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所)	
備考	

注 認知症の診断結果が記載された主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合は、臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成二十一年六月三十日
- 埼玉県知事 上 田 清 司
- 一 申請のあった年月日
- 平成二十一年六月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
- 特定非営利活動法人川口温水浴クラブ連合会
- 三 代表者の氏名

大沢 英雄

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市芝園町二番二四二二号芝園ハイツ二号棟

五 定款に記載された目的
(変更前)この法人は、中高年齢者に対し、プールを中心とした運動を行い、介護予防に寄与すること、及び知的障害者へプールでの運動を体験させ自己表現、自己実現に寄与することを目的とする。
(変更後)この法人は、中高年齢者に対し、プールを中心とした運動を行い、介護予防に寄与すること、及び障害者へプールでの運動を体験させ自己表現、自己実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保

育の会

三 代表者の氏名

村田 ゆか

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山裏四〇七番地一

五 定款に記載された目的

この会は、会員の協同互助による運営を基本とし、保育を必要とする小学校の児童の、豊かで安全な放課後の生活の場を築くとともに、地域の人々と協力し、すべての子どもたちのため、また障害のある人や高齢者等、援助や支援を必要とする人々のため、豊かで思いやりのある地域社会の確立を図ることを目的とする。

埼玉県告示第九百四十一号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号)に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正し、平成二十一年六月三十日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十一年六月三十日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二三七円	一三、三七九円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇一九円	一三、三七九円
二十五歳以上三十歳未満	五、八五一円	一三、五九九円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇四円	一六、五四九円
三十五歳以上四十歳未満	六、九二〇円	一九、七〇三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二七円	二一、一四一円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九二円	二四、五八一円
五十歳以上五十五歳未満	六、六〇〇円	二四、八三六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九六七円	一三、四一一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六五〇円	二〇、七五六円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一五、二三〇円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、三七九円

埼玉県告示第九百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
電子線マイクロライザ 一式
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成22年1月29日(金)
- (4) 納入場所
埼玉県産業技術総合センター
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁本庁舎地下会議室
平成21年8月19日(水) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年8月18日(火) 午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年7月31日(金)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法
財務規則第99条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与
上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県

所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に平成21年7月21日(火)までに提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならぬ契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

One (1) Electron Probe Micro Analyzer

(2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., August 18, 2009

In person : 10 : 00 a.m., August 19, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

埼玉県告示第九百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第二十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-Ken 330-9301

Tel.048-830-5780

埼玉県告示第九百四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県キャン

協会

三 代表者の氏名

関根 正久

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市校区下大久保二五

五 定款に記載された目的

本法人は、人間と自然環境が良好な関係を保ちながら、すべての人がより人間らしい豊かな生活ができるようにするため、キャンプを含む野外活動を通して自然環境との調和、健康な生活、心のつながりを持った人間関係を育成していくことを目的とする。

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

指定医療機関

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 日
医療法人社団来聖会 えんどう眼科 医療法人社団喜美恵会 おのだ耳鼻咽喉科 お お つ 整 形 外 科 有隣メンタルクリニック 湯本フラワー通りクリニック け や き ク リ ニ ッ ク 医療法人峯昭会 圏央入間クリニック 朝霞ほうもんクリニック 佐々木眼科 医院 くりはら内科クリニック 医療法人社団一期会 藤倉医院 林りくろう診療所 新白岡整形 外科 かみの歯科 医院 ろくごう歯科 医院 アイ歯科クリニック 金子 歯 科 医 院 香取歯科クリニック 越谷中町歯科クリニック あらかき歯科 医院 よ つ ば 歯 科 医 院 南鳩ヶ谷歯科 医院 医療法人社団榊木会けやき歯科医院 ユアーズ歯科パークフィールドクリニック 山口 歯 科 ク リ ニ ッ ク 薬 局 児 玉	川口市栄町一―二―二シティデユオタワー川口二〇七 加須市 浜 町 一 ― 五 春日部市中央二―七―一〇昭和ビル三F 春日部市中央七―三―三 鴻巣市市ノ縄二七―五 越谷市宮本町三―六三―一 入間市小谷田七―四―六 朝霞市仲町一―二―一八 和光市新倉一―二―六六 新座市栗原三―一〇―二二二 北本市宮内一―二―一 大里郡寄居町用土五四〇二―六 埼玉郡岡高七六五―新岡駅前スピリテイパークE 熊谷市上之一九八〇―四 熊谷市円光二―四―一 所沢市所沢一―六―一SAI西所沢一階二〇二号室 春日部市粕壁東三―四―二―二〇五 草加市旭町六―一五―二六 小山ビル二〇一 越谷市 中 町 八 ― 一 七 越谷市越ヶ谷五―一―二クレセントF 鳩ヶ谷市坂下町二―一―二五 鳩ヶ谷市南五―一―一九 新座市東北二―三七―二 磯川ビル三F 三郷市下彦川戸七九九 入間郡三芳町藤久保八〇四―三 本庄市児玉町児玉五九四―二	医療法人社団来聖会 医療法人社団喜美恵会 大津 雅一 小柳 政明 湯本 隆文 会田 邦晴 医療法人峯昭会 長倉 芳樹 佐々木 淳 医療法人ソレイユ 医療法人社団一期会 林 陸郎 柳本 行雄 押方 聖明 六郷 純也 岩崎 覚 金子 清之 香取 秀文 鈴木幸一郎 新垣 毅 浅川 昭典 石原 力 医療法人社団榊木会 梶村 幸市 山口 裕之 有限会社あけぼの	平成二十一年 四月 一日 平成二十一年 五月 一日 平成二十一年 六月 一日 平成二十一年 六月 一日 平成二十一年 六月 一日 平成二十一年 六月 一日 平成二十一年 六月 一日 平成二十一年 三月二十七日 平成二十一年 五月 十九日 平成二十一年 五月 一日 平成二十一年 五月 一日 平成二十一年 五月 二十一日 平成二十一年 五月 一日 平成二十一年 五月 十八日 平成二十一年 五月 一日 平成二十一年 五月 十一日 平成二十一年 五月 二十六日 平成二十一年 五月 一日 平成二十一年 五月二十五日 平成二十一年 三月 一日 平成二十一年 六月 五日 平成二十一年 六月 四日 平成二十一年 五月 一日 平成二十一年 五月 十五日 平成二十一年 三月 一日 平成二十一年 五月 一日

二 指定施術者

氏名	住所	施設		所在地	指定年月日
		名称	住所		
姜 昊成	羽生市西三―六―三八パーレイハイツ二〇二号	みのり接骨院萬力堂	川口市栄町三―五―一そごう一階	平成二十一年 五月二十一日	
高野 純之		ロータス	志木市中宗岡一―一五―五	平成二十一年 五月十五日	
林 啓三		有限会社眞福サリス治療のみみ	所沢市くすのき台三―一三―一	平成二十一年 五月十五日	
神田 満		神田治療院	所沢市上新井一三二―三	平成二十一年 五月二十一日	
山崎 国男		株式会社ふれあい在宅マッサージ	さいたま市緑区中尾九六三―三―二〇一	平成二十一年 四月一日	
佐藤 大介	エールケア治療院	上尾市西宮下四―三七四―六	平成二十一年 四月九日		
山崎 豊	七本あんま・マッサージ・指圧治療	児玉郡上里町七本木三三二―八―五	平成二十一年 五月十三日		
茂木 久子					

よつば薬局	春日部市中央一―四八―五	有限会社ヘルスパーク	平成二十一年 二月二十六日
あおい薬局	羽生市下川崎五―一―三	ケイアイファーマ株式会社	平成二十一年 五月一日
たいよう薬局	鴻巣市広田八四―一―一七	株式会社薬商	平成二十一年 五月一日
コスモ薬局	越谷市赤山本町一四―七	株式会社コスモ調剤薬局	平成二十一年 五月一日
ウエルシア薬局せんげん台店	越谷市下間久里七三九―三	株式会社ヘルスアップ	平成二十一年 五月一日
ひかり薬局宮本町店	越谷市宮本町三―六三―一	有限会社ひかりメディカル	平成二十一年 六月一日
安心堂わらび調剤薬局	蕨市中央一―四―二ステップハイツ二〇二号	有限会社安心堂薬局	平成二十一年 五月二十八日
スギ薬局戸田下前店	戸田市下前一―二二ヨークマート下前店内	株式会社スギ薬局	平成二十一年 六月八日
サン調剤薬局	鳩ヶ谷市南六―四―一	株式会社サンビズ	平成二十一年 六月一日
リズム薬局朝霞店	朝霞市仲町二―二―三九・一F	有限会社リズムメディカル	平成二十一年 五月一日
みさき薬局	北本市中央一―八九むさしのビル一F	有限会社エム・アール・ファーマシー	平成二十一年 四月一日
藤沢薬局	鶴ヶ島市鶴ヶ丘七〇―二二三	株式会社エクソン	平成二十一年 五月一日
めぐみ薬局	入間郡三芳町北永井六九四―六	有限会社キング薬品	平成二十一年 二月一日
ファミリー薬局小川店	比企郡小川町小川一五二〇―四	株式会社富士ファミリーファーマシー	平成二十一年 五月十一日
ハート薬局北越谷店	越谷市大澤三一九〇―二	日本レビックス株式会社	平成二十一年 六月一日
スギ薬局駒林店	ふじみ野市駒林三六〇	株式会社スギ薬局	平成二十一年 六月八日

埼玉県告示第九百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
鳩ヶ谷クリニク	名称	医療法人社団三世会鳩ヶ谷クリニク	鳩ヶ谷クリニク

二 指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
武弘桂子	施術所の名称	しらこぼとはり灸整骨院	かつら整骨院	平成二十一年五月六日

埼玉県告示第九百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
あらかき歯科医院 有限会社ハーモニー 薬局 児玉 みさき薬局	越谷市越ヶ谷一―一六―六イト 1ヨーカード1越谷店四F 本庄市児玉町児玉五九四―二 北本市中央二―六二三浦ビル一 F	平成二十一年 二月二十八日 平成二十一年 四月 三十日 平成二十一年 三月三十一日
おのだ耳鼻咽喉科	加須市浜町一―五	平成二十一年 四月 三十日
新白岡整形外科	南埼玉郡白岡町高岩七六五―一 ―一F	平成二十一年 五月 一日
えんどう眼科 メイワ薬局	川口市栄町一―二―二―シテ イデュオタワー川口二階二〇七 川口市青木一―一八―二	平成二十一年 三月三十一日 平成二十一年 四月 三十日
圏央入間クリニック	入間市小谷田七―四―六	平成二十一年 三月二十六日
くりはら内科 クリニク ハートフル薬局 戸田店	新座市栗原三―一〇―二二 戸田市氷川町二―一六―二	平成二十一年 五月 一日 平成二十一年 五月三十一日
佐々木眼科医院 医療法人社団一期会 藤倉病院	和光市新倉一―二―六七 和光 駅前ビル五F 北本市宮内一―二二―二	平成二十一年 五月二十一日 平成二十一年 五月 一日
香取歯科医院	草加市旭町六―一五―二四野崎 ビル二F	平成二十一年 四月 三十日
コスモ薬局	越谷市赤山本町五―一〇―一― 新座市東北二―三七―一二磯川 ビル三F	平成二十一年 四月 三十日 平成二十一年 四月 三十日
けやき歯科医院		平成二十一年 四月 三十日

埼玉県告示第九百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定によ

る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
川口市芝刈地域包括支援センター 川口市上青木地域包括支援センター 林りくろう診療所 よ つ ば 菌 科	川 口 市 伊 刈 二 〇 川 口 市 上 青 木 四 一 一 二 一 四 大 里 郡 寄 居 町 用 土 五 四 〇 二 一 六 鳩ヶ谷市坂下町二一一二五	社会福祉法人川口市社会福祉事業団 有限会社ティ・ケイ・オー 林 陸 郎 浅 川 昭 典	介護予防支援 介護予防支援 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成二十一年 五月 十二日 平成二十一年 五月 十二日 平成二十一年 五月 二十一日 平成二十一年 六月 五日
スギ薬局 戸田下前店	戸田市下前二一一二ヨークマート下前店内	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 六月 八日
スギ薬局 駒林店	ふじみ野市駒林三六〇	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 六月 八日
介護老人保健施設葵の園・越谷	越谷市七左町六一〇〇一一	医療法人社団葵会	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設	平成二十一年 六月 一日
ふじみ野介護老人保健施設ベテラン館	ふじみ野市亀久保一八三三―五	医療法人新正会	介護予防短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション 介護老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	平成二十一年 四月 一日
訪問看護ステーションあんしん	川口市峯一三七一一	日本メディカルサービス株式会社	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十一年 五月 八日
志木市訪問看護ステーション	志木市上宗岡五一四―五〇	志 木 市	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 五月 十三日
医療法人福満会 守田内科医院	春日部市南二一六一―二七	医療法人 福満会	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成二十一年 四月 一日
千 羽 鶴	春日部市中央六一八一―一二	有限会社 千羽鶴	介護予防訪問介護	平成二十一年 三月 一日

デイサービス 千羽鶴 居宅介護支援事業所 とまりや リハビリデイサービスおおごと	春日部市中央六―八―一二 越谷市谷中町四―二九三―一 越谷市大里四―一―六	有限会社 千羽鶴 医療法人 互生会 有限会社メディカルブレイン	介護予防通所介護 居宅介護支援 介護予防通所介護 通所介護	平成二十一年三月一日 平成二十一年四月一日 平成二十一年六月二日
越谷・あおいホームケアサービス 居宅介護支援事業所ふれあい 居宅介護支援事業所はいびす 福祉用具はいびす	越谷市七左町六―一〇〇―一 三郷市早稲田三―二六―一―二F 戸田市上戸田一―二〇―一 第六栄荘一号室 戸田市上戸田一―二〇―一 第六栄荘一号室	医療法人社団 葵会 医療法人財団アカシア会 株式会社はいびす 株式会社はいびす	居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援 福祉用具貸与	平成二十一年六月一日 平成二十一年六月二日 平成二十一年六月五日 平成二十一年六月五日
アグリ訪問介護事業所	所沢市小手指南二―五―五 YKS小手指南ビル	社会福祉法人どんぐりの園	特定介護予防福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年五月十四日
訪問介護センターえぶりわん	富士見市上沢三―一四―八	特定非営利活動法人うえるかむ	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年五月二十五日
フロンティア・みつため・ケアセンター	富士見市勝瀬七三九―一	有限会社サーバント	通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年三月十六日
あつたか介護	ふじみ野市大井中央三―二〇―一	特定非営利活動法人まごころ家族	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年三月一日
株式会社いずみ訪問介護事業所	ふじみ野市霞ヶ丘二―一―四	株式会社いずみ訪問介護事業所	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年五月十一日
有限会社エコステーションくまがや	熊谷市下奈良一五〇七―一	有限会社エコステーション	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年四月十六日
デイサービスまあちゃんち デイサービスセンター 喜びの幸望庵	熊谷市万吉一七一九―四 羽生市南三―六―二〇	株式会社 社寶榮建設 株式会社サンエルホーム	通所介護 通所介護 通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年五月八日 平成二十一年六月五日
グループホーム カンナの里	児玉郡上里町勅使河原一五七七	有限会社カンナの里	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	平成二十一年四月二十一日
生活サービス・ステーションかたくり ポプリ上里デイサービスセンター	児玉郡神川町下阿久原八二四―二 児玉郡上里町神保原町三二五―五	特定非営利活動法人かたくり 有限会社クラウザウス	介護予防訪問介護 通所介護	平成二十一年五月一日 平成二十一年五月十一日

訪問介護ステーションだんだん 有限会社フロンティア介護事業部	児玉郡上里町長浜一五七一一 本庄市北堀一七八四一一	株式会社こしの 有限会社フロンティア	介護予防通所介護 訪問介護 福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成二十一年五月一日 平成二十一年五月十八日
ショートステイ千鳥の丘	本庄市児玉町宮内一二五〇一一	社会福祉法人武蔵野福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 訪問介護	平成二十一年五月十一日
ひふみの森ケアセンター	本庄市児玉町入浅見八三八一三	有限会社ひふみ	介護予防訪問介護	平成二十一年五月一日
ひふみの森介護支援センター	本庄市児玉町入浅見八三八一三	有限会社ひふみ	居宅介護支援	平成二十一年五月一日
みつばち介護	深谷市上柴町東五一六一八七	有限会社フオーエバー	居宅介護支援	平成二十一年五月八日
針ヶ谷デイサービスセンターのぞみ館	深谷市針ヶ谷八〇六一五	株式会社グレイスコート	通所介護	平成二十一年五月二十六日
居宅介護事業所やすらぎ	深谷市針ヶ谷八〇六一五	株式会社グレイスコート	介護予防通所介護 居宅介護支援	平成二十一年六月一日
チエリーヒルズ北本ショートステイ	北本市石戸五一四三一	社会福祉法人松川会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成二十一年五月十九日
デイサービスペンギン	鶴ヶ島市上広谷八一五	医療法人社団満寿会	通所介護	平成二十一年六月一日

埼玉県告示第九百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

もの)とされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む)から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十一年六月三十日
埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	項目名	変更前	変更後	サービスの種類
コスモ薬局	越谷市赤山本町一四一七	所在地	越谷市赤山町五一〇一一	越谷市赤山本町一四一七	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導

あさがおホットステーション	所沢市狭山ヶ丘一三七五ハレスラレンドリー105	所在地	所沢市狭山ヶ丘一三〇一ハルミエールK103	介護予防訪問介護 居宅介護支援
介護サービス みんなの手	大里郡寄居町赤浜二八七九一九	所在地	大里郡寄居町富田一七三二一二六	介護予防通所介護 通所介護 介護予防訪問介護 訪問介護
ほほえみケアセンター	ふじみ野市福岡中央二一一一一	所在地	ふじみ野市新駒林二一一一四	介護予防訪問介護 訪問介護

埼玉県告示第九百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成二十一年六月三十日
埼玉県知事 上田 清 司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
医療法人福満会 守田内科医院	春日部市南二一六一二七	訪問看護 居宅療養管理指導	平成二十一年 三月三十一日
社会福祉法人 草加市社会福祉協議会 氷川支所	草加市氷川町六六四	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導 訪問介護	平成二十一年 三月三十一日
しょうぶの里 居宅介護支援事業所 藤の木 有限会社三共ファーマシー本店	南埼玉郡菖蒲町菖蒲二九三一一 深谷市原郷一七八一一	居宅介護支援 居宅介護支援	平成二十一年 七月 一日 平成二十一年 四月 三十日
訪問看護ステーション早稲田	三郷市早稲田三一六一一五ジュネスファームユニ〇二号	居宅介護支援	平成二十一年 三月三十一日

埼玉県告示第九百五十号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

ター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十一年十月四日

春日部市大沼一丁目七十六番

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 平成二十一年十月二十五日

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

平成二十一年十一月二十九日

八 さいたま市西区西遊馬千二百七十七番二十四号

埼玉教育会館

番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十一年十月九日

熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷文化創造館さくらめいと

ロ 平成二十一年十一月六日

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

埼玉県告示第九百五十一号

平成二十年埼玉県告示第千四百八十一号(西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業一般競争入札公告)は、取り消す。
平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第九百五十二号

平成二十一年六月十四日の降ひょう・突風の災害を平成二十一年六月二十三日、埼玉県農業災害対策特別措置条例(昭和五十三年埼玉県条例第十四号)第三条第一項の特別災害として指定した。
平成二十一年六月三十日
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第九百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第一項の規定により、熊谷市並木正一ほか二十九人からの熊谷中央土地改良区設立認可申請を平成二十一年六月二十四日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十一年七月一日から

平成二十一年七月二十九日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所

埼玉県告示第九百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年六月二十四日認可した。
平成二十一年六月三十日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

行田市南河原土地改良区(旧名称南河原村土地改良区)

二 事務所所在地

行田市

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

路 線 名	所沢青梅線	供 用 開 始 の 区 間	所沢市旭町三九九番三地先から同市旭町三九九番一地先まで	供用開始の期日	平成二十一年六月三十日	備 考	延長二二・五〇メートル
-------------	-------	---------------------------------	-----------------------------	---------	-------------	--------	-------------

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月三十日から三十日間埼玉県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田耕三

旧 新	旧 別	区 間	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)	備 考
	旧	秩父郡東秩父村大字坂本字鍛冶屋一三一三番一地先から同郡同村大字坂本字新井一四〇四番二地先まで	六・九二〇 一三・〇二一	三二六・一五	地方特定道路(交通安全)整備工事
	新		九・二二〇 一四・二三三		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年六月三十日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢郁一郎

路 線 名	加須北川辺線	供 用 開 始 の 区 間	加須市大字下樋遣川字南瀬田和五五六番一地先から同市大字下樋遣川字南瀬田和五五三番一地先まで	供用開始の期日	平成二十一年六月三十日	備 考	延長六四・四〇メートル
-------------	--------	---------------------------------	---	---------	-------------	--------	-------------

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月二十二日

指令川建七第二二〇〇一〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十三日

第二一〇〇三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字北吉見字十五耕地

一〇六六―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町東野四丁目十番地一ふ

おくらむしろかね―一〇一―号室

黒澤 一裕

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年六月八日

指令川建七 第一九〇一三二二号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十三日

指令川建七 第一九〇一三二二号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十三日

第二一〇〇三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字勝田字西新井一〇

四一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町むさし台一―三〇―七

メゾンクレストール一〇一号

田中 幹哉

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長

加藤 憲

平成二十一年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年二月二十六日

指令東整 第二〇〇一三六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十三日

第二一〇〇四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町むさし台一―二一―
一、一―二一―二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八―八

(株)セブンイレブン・ジャパン

代表取締役 山口 俊郎

埼玉県選管告示第八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、

次の政治団体から設立の届出があった。

(平成21年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名

かねすぎふみこ後援会 兼杉 文子 須山 忠夫

すぎた伸子友の会 杉田 伸子 向所ふみ代

鈴木久才後援会 小堺 勝康 鈴木 淳子

「正和会」ふくしま正夫後援会 鳥海 一男 藤原 裕己

武井誠を励ます会 白石 俊夫 板倉 聰

主たる事務所の所在地

さいたま市北区大成町四―八三JSTビル五F

比企郡小川町木部二九三―一九

加須市南町一四―六七

加須市町屋新田三二九―一

坂戸市北大塚四〇

平成二十一年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

届出年月日

平成二十一年 五月 一日

平成二十一年 五月 一日

平成二十一年 五月 二十二日

平成二十一年 五月 十五日

平成二十一年 五月 二十七日

田島昭泉後援会 田島 康久 水村 健治 秩父郡小鹿野町下小鹿野四六六一五
 とみおかしんご後援会 富岡 信吾 富岡 政枝 熊谷市榎春二〇六七
 富田俊和後援会 斉藤 憲義 富田 和雄 秩父市太田二二八四
 日本共産党鈴木智後援会 石川 保 小宮富美子 蕨市中央五一九一七
 (ロ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の候補者の名称 公職の種類 届出年月日
 古川としはる後援会 吉原 忠男 牧 健太郎 さいたま市浦和区高砂三二二一四小峰ビル五F 古川 俊治 参議院議員 平成二十一年 五月二十八日

埼玉県選管告示第八十八号

平成二十一年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
 次の政治団体から異動の届出があった。

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項

自由民主党吉川支部 代表者 蓮見 昭一 旧 日暮 靖夫 届出年月日 平成二十一年 五月二十五日 右

民主党埼玉県第13区総支部 名称 民主党埼玉県第13区総支部 届出年月日 平成二十一年 五月十三日 右

(二) その他の政治団体

政治団体の名称 異動事項

柏木正之後援会 代表者 小峰 得二 町田 一二 届出年月日 平成二十一年 五月十三日 右

埼玉葛菌科医師連盟 会計責任者 飯能市八幡町三一一〇 飯能市上名栗一八〇六 同 届出年月日 同 右

埼玉県商工政治連盟新座支部 会計責任者 金子 和男 岩崎 善圀 平成二十一年 五月二十二日

埼玉 玉 政 研 会 代表者 大久保 光好 山田 勝彦 平成二十一年 五月十四日

彩の国を拓く浦和市民の会 主たる事務所の所在地 さいたま市緑区下野田四六六近藤豊方 さいたま市浦和区高砂三二二〇一 日建県庁前ビル 平成二十一年 五月二十六日

税理士による上田清司後援会 代表者 山村 昭康 石川 孝之 平成二十一年 五月二十六日

全日本不動産政治連盟埼玉県本部 代表者 林 太一郎 石井 繼美 平成二十一年 五月二十九日

成田のぶよし後援会 代表者 八 鍛 祐一 鬼澤 正造 同 平成二十一年 五月十二日 右

丹波宝宏後援会 主たる事務所の所在地 さいたま市南区別所七六一八一一四〇九 さいたま市南区白幡二一七二二一〇一 平成二十一年 五月二十八日

埼玉県選挙告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成21年5月1日)5月31日受理分。記載順序は五十音順。)その他の政治団体

政治団体の名称

お お は た 明 後 援 会
お も い や り 市 政 生 き 活 き 上 尾 を つ く る 市 民 の 会
森 泉 よ し お を 励 ま す 会

その他の政治団体

政 治 団 体 の 名 称
い ぢ ち 伸 久 ネ ッ ト ワ ー ク
桶 川 市 を ま も る 会
小 田 ひ ろ み 後 援 会
小 林 ひ で き と 歩 む 会
さ い と う 和 雄 後 援 会
す ぎ た 伸 子 友 の 会
鈴 木 久 才 後 援 会
「 正 和 会 」 ふ く し ま 正 夫 後 援 会
武 井 誠 を 励 ま す 会
田 島 昭 泉 後 援 会
と み お か し ん ご 後 援 会
日 本 共 産 党 鈴 木 智 後 援 会

別記三

政治団体の名称 おおはた明後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名 大畑 明
資金管理団体の届出に係る公職の種類 三郷市議会議員

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年六月三十日 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

解散年月日

平成二十一年 五月二十五日
平成二十一年 五月 十八日
平成二十一年 五月 七日

届出年月日

平成二十一年 五月二十五日
平成二十一年 五月 十八日
平成二十一年 五月 七日

解散年月日

平成二十一年 五月 八日
平成二十一年 五月二十六日
平成二十一年 五月二十七日
平成二十一年 四月 三十日
平成二十一年 五月 八日
平成二十一年 五月 一日
平成二十一年 五月二十二日
平成二十一年 五月 十五日
平成二十一年 五月二十七日
平成二十一年 五月 九日
平成二十一年 五月二十一日
平成二十一年 五月二十八日

届出年月日

平成二十一年 五月 八日
平成二十一年 五月二十六日
平成二十一年 五月二十七日
平成二十一年 五月二十九日
平成二十一年 五月 八日
平成二十一年 五月 一日
平成二十一年 五月二十二日
平成二十一年 五月 十五日
平成二十一年 五月二十七日
平成二十一年 五月 十一日
平成二十一年 五月二十一日
平成二十一年 五月二十八日

収入・支出の総額

1 収入・支出の総額
(1) 収入 総額

0円

ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **おもいやり市政生き生き上尾をつくる市民の会**
 報告年月日 平成21年3月31日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

報告年月日 平成21年5月18日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **森泉よしおを励ます会**

報告年月日 平成21年5月7日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **いちち伸久ネットワーク**
 報告年月日 平成21年5月8日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 710,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 710,000円

(2) 支出総額 710,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

ア 寄附

ア 個人からの寄附

イ 政治団体からの寄附

合計

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

イ 政治団体からの寄附

その他の寄附

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

その他の寄附

(2) 支出の内訳

710,000円
 40,000円
 710,000円

(金額) (住所)

670,000円

(金額)

(金額) (主たる事務所の所在地)

40,000円

(金額)

ア 政治活動費
 (イ) 組織活動費
 (ロ) 調査研究費
 合計

610,000円
 100,000円
 710,000円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 小田ひろみ後援会
 報告年月日 平成21年5月27日
 (平成19年分)
 1 収入・支出の総額

0円

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額
 (平成20年分)

0円

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額
 (平成21年分)

0円

0円

0円

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額
 (平成20年分)

0円

0円

0円

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

0円

0円

0円

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額
 (平成21年分)

0円

0円

0円

0円

政治団体の名称 小林ひできと歩む会
 報告年月日 平成21年5月19日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額
 (平成20年分)

0円

0円

0円

0円

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

0円

0円

0円

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額
 (平成20年分)

0円

0円

0円

0円

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

0円

0円

0円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **さいとう和雄後援会**
 報告年月日 平成21年5月8日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	111,000円
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	111,000円
イ 本年収入額	75,180円
(2) 支出総額	11,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	11,000円
イ 寄付附	(11人)
(イ) 寄附	100,000円
a 個人からの寄附	111,000円
合計	111,000円
〔寄附の内訳〕	
ア 個人からの寄附	(住所)
(寄附者の氏名)	(金額)
その他の寄附	100,000円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	75,180円
a その他の事業費	75,180円
合計	75,180円
(平成20年分)	

1 収入・支出の総額	43,500円
(1) 収入総額	35,820円
ア 前年繰越額	7,680円
イ 本年収入額	43,500円
(2) 支出総額	

政治団体の名称 **すぎた伸子友の会**
 報告年月日 平成21年5月11日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	7,680円
(1) 収入の内訳	(6人)
ア 個人の負担する党費又は会費	
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	43,500円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	43,500円
a その他の事業費	43,500円
合計	43,500円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **すぎた伸子友の会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **杉田伸子**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **小川町議会議員**
 報告年月日 平成21年5月11日

1 収入・支出の総額	371,180円
(1) 収入総額	

ア 前年繰越額	0円	2 収入・支出の内訳			
イ 本年収入額	371,180円	(1) 収入の内訳			
(2) 支出総額	371,180円	ア 個人の負担する党費又は会費			21,600円
2 収入・支出の内訳		イ 寄 附			(54人)
(1) 収入の内訳		ア 個人の負担する党費又は会費	38,000円		
			(76人)		
イ 寄 附		合計			7,800円
(ウ) 寄 附		[寄附の内訳]			29,400円
ア 個人からの寄附	56,980円	ア 個人からの寄附			
イ 個人からの寄附		(寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)	
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	226,200円	ア 個人からの寄附	50,000円		
合計	371,180円	その他の寄附			7,800円
[寄附の内訳]		(2) 支出の内訳			
ア 個人からの寄附		ア 政治活動費			
(寄附者の氏名)	(金 額)	(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費			29,400円
杉田 伸子	56,980円	ア 機関紙誌の発行事業費			
政治団体からの寄附		イ 前年繰越額			0円
(寄附者の名称)	(金 額)	イ 本年収入額			0円
新社会党埼玉県本部	50,000円	(2) 支出総額			0円
(2) 支出の内訳					
ア 政治活動費					
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費	65,730円				
イ 前年繰越額	0円				
イ 本年収入額	29,400円				
(2) 支出総額	29,400円				
1 収入・支出の総額					
(平成20年分)					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	29,400円				
ア 前年繰越額	0円				
イ 本年収入額	29,400円				
(2) 支出総額	29,400円				
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
ア 個人の負担する党費又は会費					
イ 寄 附					
(ウ) 寄 附					
ア 個人からの寄附					
イ 個人からの寄附					
(寄附者の氏名)	(金 額)				
その他の寄附					
(2) 支出の内訳					
ア 政治活動費					
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費					
イ 前年繰越額					
イ 本年収入額					
(2) 支出総額					
1 収入・支出の総額					
(平成21年分)					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額					
ア 前年繰越額					
イ 本年収入額					
(2) 支出総額					

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 「正和会」ふくしま正夫後援会

報告年月日 平成21年5月15日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 734,192円

ア 前年繰越額 4,192円

イ 本年収入額 730,000円

(2) 支出総額 728,450円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 個人からの寄附

合計 730,000円

(寄附の内訳)

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

福島正夫 730,000円 加須市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(イ) 事務所費 381,100円

イ 政治活動費

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 347,350円

ア 宣伝事業費 347,350円

合計 728,450円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 5,742円

ア 前年繰越額 5,742円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

政治団体の名称 武井誠を励ます会

報告年月日 平成21年5月27日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 500,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 500,000円

(2) 支出総額 432,500円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 個人からの寄附

合計 500,000円

合計		500,000円	ア 経常経費	87,500円
〔寄附の内訳〕			イ 備品・消耗品費	96,550円
ア 個人からの寄附	(金額)	(住所)	ロ 政治活動費	184,569円
(寄附者の氏名)			ハ 組織活動費	299,240円
武井 誠	300,000円	坂戸市	ニ 機関紙誌の発行その他の事業費	48,550円
その他の寄附	200,000円		ア 機関紙誌の発行事業費	250,690円
(2) 支出の内訳			イ 宣伝事業費	667,859円
ア 経常経費			合計	(平成21年分)
イ 政治活動費	45,600円		1 収入・支出の総額	
ロ 組織活動費	224,500円		(1) 収入総額	49,641円
ハ 政治活動費	162,400円		ア 前年繰越額	49,641円
ニ 機関紙誌の発行その他の事業費	15,600円		イ 本年収入額	0円
ア 機関紙誌の発行事業費	146,800円		(2) 支出総額	49,641円
イ 宣伝事業費	432,500円		2 収入・支出の内訳	
合計	(平成20年分)		(1) 支出の内訳	
1 収入・支出の総額			ア 政治活動費	49,641円
(1) 収入総額	717,500円		イ 組織活動費	49,641円
ア 前年繰越額	67,500円		合計	
イ 本年収入額	650,000円			
(2) 支出総額	667,859円			
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 寄附				
イ 寄附				
ロ 個人からの寄附	650,000円			
ハ 個人からの寄附	650,000円			
合計				
〔寄附の内訳〕				
ア 個人からの寄附	(金額)	(住所)		
(寄附者の氏名)				
武井 誠	650,000円	坂戸市		
(2) 支出の内訳				

報告年月日 平成21年5月28日	
1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
政治団体の名称	日本共産党鈴木留後援会

埼玉県選管告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。
 (平成21年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
兼 杉 文 子	さいたま市議会議員	かねすぎふみこ後援会	さいたま市北区大成町一八三JSTビル五F	平成二十一年五月一日

平成二十一年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選管告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
(平成21年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)

公職の種類

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

丹羽宝宏

さいたま市議会議員 丹羽宝宏後援会

主たる事務所の所在地

さいたま市南区別所七六一四〇九

さいたま市霞が丘二七三二〇一

平成二十一年五月二十八日

埼玉県選管告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。
(平成21年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)

公職の種類

資金管理団体の名称

指定取消年月日

届出年月日

大畑明

三郷市議会議員

おおはた明後援会

平成二十一年五月二十五日

平成二十一年五月二十五日

杉田伸子

小川町議会議員

すぎた伸子友の会

平成二十一年五月一日

平成二十一年五月一日

平成二十一年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十一年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三二二一〇 〇四八―八六二―二九〇一(代表)